

## 院内洗浄対応とした血小板製剤の有効期間を超過して輸血を行った事例

### 【今回の事例】

休日の使用予定に合わせ、洗浄血小板製剤を前日に調製して対応した。製剤は使用期限があるため、輸血担当臨床検査技師は前日に医師へ有効期間を説明し、看護師への共有も依頼した。当日も病棟へ早めの受け取りを依頼し、払い出し時に看護師に有効期間を再度伝えた。しかし、看護師は製剤の有効期間が投与開始時間ではなく、投与完了時間であることを理解していなかったため、輸血終了後の確認で実際には有効期間内に投与を完了できていなかったことが判明した。

\*輸血後、患者さんへ輸血による副反応等は認められませんでした。



### 【事例から考えるポイント】

- 輸血投与時の重要な情報共有時は、輸血製剤管理者（輸血部）と輸血投与担当者で行いましょう！
- 血液製剤の有効期間は投与開始時間ではなく、投与完了時間であることを気をつけましょう！
- 血液製剤の有効期間をよく確認しましょう！

輸血療法部会では、輸血関連インシデント事例を解析、発信し、安全な輸血療法の発展に貢献します